

第十六回国会 衆議院 電気通信委員會議録 第十三号

昭和二十八年七月十日(金曜日)

午後二時十八分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君
理事 若川 興助君 理事 塩原時三郎君
理事 橋本登美三郎君 理事 小泉 純也君
理事 原 茂君 理事 松前 重義君
理事 中村 梅吉君
正司 一郎君 齋藤 憲三君
廣瀬 正雄君 柴田 義男君
松井 政吉君

出席國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

郵政事務官(大臣官房電気通信監理官) 金光 昭君
郵政技官(大臣官房電気通信監理官) 庄司 新治君

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君
専門員 中村 寅市君

七月九日

山田村内電話を吹田電話局に移管切替の請願(淺香忠雄君紹介)(第三二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

公衆電気通信法案(内閣提出第九一號)

有線電気通信法案(内閣提出第九二號)

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(内閣提出第九三號)

○成田委員長 これより開会いたします。

公衆電気通信法案、有線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑は通告順にこれを許します。松井政吉君。

○松井(政)委員 きようは主として予算總則を中心としていろいろ伺いをいたしたいと思ひます。資料をいたしておきますから、これに基いて質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、予算總則の電信電話公社に関する章の第十八条であります。これは災害復旧に充てるものを規定したものと考へますが、災害復旧に充てる場合、この額において考へた災害の範囲、たとえば今回のような九州地方あるいは西日本において起つたような災害の場合もこれを使うのであるか。これだけでできるものであるか。そういう事柄について、額をきめた考へ方をお伺いしたいと思ひます。

○塚田國務大臣 これは年々予算を組みますときは、もちろん通常大体毎年出て来るであろうというようなことを頭に置いておるのであります。もちろん今度のような突発の非常に大きな災害のあつた場合のことは、考慮しておらないのでございます。

○松井(政)委員 わかりました。そうすると大体ここに計上されたのは五億円でありまうか。

○塚田國務大臣 さうであります。

○松井(政)委員 この災害復旧の五億円というのは、平常と見た場合の年間災害に対する復旧費、こう解釈してよろしうございませうか。

○塚田國務大臣 さうでございませう。

○松井(政)委員 それならば今回のような突発的な西日本並びに九州において災害にあつた場合の対策、それに使おうとする額、並びにこの際ついでにお聞きをいたしておきたいのですが、西日本、九州の災害は、どれだけの災害復旧の費用が見積られる程度の被害であつたかという、その被害状況がわかりましたら、ちよつと報告をお願いしたい。

○塚田國務大臣 ただいまごく概算で見積られておる被害の金額は、十五億から二十億という境、まだ正確な数字はわかつておりません。それに對しては予算の中にあつて予備費の十一億、大体それに当面充てられる、こういうふうに考へられます。

○松井(政)委員 そうすると、予備費の十一億はどの規定で使うことがでさるものでございませうか。

○塚田國務大臣 予備費をこういう目的のために置いてあるのだということ、は、公社法の規定に根據があります。

○松井(政)委員 そうすると今度十五億から二十億の大体災害を受けた。しかし予算における予備費は十一億円だ、足らないということになります。そういう場合の措置はどのようにお考へになりますか。

○塚田國務大臣 これは十五億から二十億というのは概算の数字なのであります。それを復旧するのには、それくらいの金額がいるという数字ではないわけでありませう。

○松井(政)委員 そうするとこういうように解釈してよろしうございませうか。今災害にあつた十五億なり二十億程度の災害の復旧のために、二十八年度予算だけで復旧ができない場合は、二十九年度予算にもまたがつて復旧をしなければならぬ、そういう予算措置を講じている場合もある、こういうように解釈してよろしいかどうか。

○塚田國務大臣 復旧のうち、二十九年度以降に持越ししてもさしつかえないものは、御指摘のような解釈になると考へます。

○松井(政)委員 そうするとここでちよつとお伺いいたしますが、平常の建設勘定にうたわれておる建設資金と、こういう特殊な災害の場合にあつたものとの、今年度の予算で足らない場合には、二十九年度において行、そういう場合は予算として扱う場合はどのような形になりますか。

○塚田國務大臣 予備費で足りませんければ、流用の可能の範囲では二十八年度予算から流用して行く場合もありませう。それもできないで、さらに復旧を延ばせないということであれば、補正予算を組まなければならぬと考へます。延ばせるということであれば二十九年度以降に延ばす、こういうことになると思ひます。

○松井(政)委員 災害のところでは大体わかりました。

それから十九條、二十條の内容についてちよつとお伺いをいたします。十九條、二十條は主として役職員の給与と交際費を規定したものだと思へられますが、これは事務局でつけようでございませうが、職員給与の中で役員と考へられるものの額、それから純然たる現場といひますか、それに携わつておる実在人員とそれから額、これがおわかりでしたら伺ひたい。

○金光政府委員 ただいまの御質問にお答えすべきこまかな資料を、ただいま手元に持ち合せておりません。

○松井(政)委員 それでははなはだ恐縮ですが、大体のことでよろしうございませうから、簡単な資料を次回までにいたさうと思ひます。これは私はあえてはつきり申し上げておきますが、その資料は質問の材料として使いたいのではなくて、公社の経営内容から来る費用の分布を見たいのでありますから、これはぜひ御提出をお願いいたします。

それから次に移りまして、お伺いを申し上げますが、その次の二十一條、これは御承知のようにいろいろ債券の問題、それからそれに対する公募の発行限度額、そういうものをすべて規定いたしておるのであります。私が最初この項目についてお伺いをいたしましたのは、二段の方にうたつてありますこの内容であります。「公募により発行する電信電話債券の発行価格差

減額を補填するため必要がある場合に
おいては、前項の制限を超えて電信
債券を発行することができる。こう
うなつてあります。これは大臣にお伺
いたしますが、こういう場合は一体
どういう場合であるかということが一
つ、こういう場合にこれをやるのだと
いうことがはつきりいたしておらな
ければ、この項目はないはずであり
ますから、それははつきりいたしてお
ります。その場合に、今度は予算に
うたつてあります債券の発行額並び
に借入金限度、そういうものとこの規
定の金額の扱い方において、これを適
用した場合の矛盾等が起きることが予
想されます。その場合の処理をどのよ
うにお考へになつておるか、これをひ
とつとお伺いたします。

○樺田國務大臣　これは御承知でもないらつしやいますように、たいてい割引発行というものをいたすのであります。たとえば百円のを九十八円としようように売りますと、その差額二円というものが――結局公募が七十五億といたしまして、七十五億の二割というものが現実の収入において減るわけであります。そこでこの七十五億の額に到達するまでのその差額を、さらにこの第二項でもつて起債をしてもよろしい、こういうことになるわけであります。

○松井政委員　そういたしますと、私のお伺いしておる点は、大體本年度の電通公社予算というの、五箇年計画に基いて、五箇年計画の第一年度の資金計画が織り込まれておるものである。その中に、予算総則にうたつておる七十五億というものは明瞭に、要するに五箇年計画の第一年度の二十八年

度に出ておるわけです。にもかかわらず、二項を適用するような情勢が起つて来た場合とは、一体どのような情勢であるか。今度はそこで訂正をされた五箇年計画の第一年度、並びに予算案の中における資金計画との数字に食い違いが出て来る。その場合はどのように処理なさろうと考えておるのか。

○塚田国務大臣　御指摘になつておる点は、結局七十五億以上債券が出た場合に、それに対する金利負担、そういうものもの措置をしておるかどうかということをお尋ねになつておると思うのであります。結局予算の上には七十五億の資金を外部から公募の形で仰ぐ、こういうことになつておるわけでありませう。ところがその七十五億の資金を外部から仰ぐ場合に、金融市場の

状況などで、どうせ百円が百円で売れないものでありますから、割引発行をする。そうするとその差額というものを、どこからさらに公募で追加をすることができるようになっておきませんければ、この七十五億というものが確保できない。ですから、その差額を第二項によつてさらに追加発行しまして、初めて予算の上に書かれておる七十五億の外部資金が出て来る、こういうように御了解願いたいと思います。

○松井政委員　その場合はわかりましたが、その逆の場合があるかないか、

もう全然逆の場合はない、従つてそのための措置だけでよろしい、こうお考えであるのかどうか、これをひとつはつきりしていただきたい。

○塚田国務大臣　これは金融界の常識として、そういう逆の場合は考えられないと思います。

○松井(政)委員　そうすると、その上

に一時借入金の最高限度をきめております。この一時借入金というのは、本年度の予算の中においてどういう形のものであるか、それをひとつ伺いたい。

○塚田国務大臣　公社の事業を運営して参ります場合に、収入と支出が定期的にずれて行くことがあり得るわけがあります。物を買いますとか、給料を払いますとか、その時期に必要な資金が公社の収入としてない場合に、運転資金として借り入れる額の最高をうたつてあるものであります。

○松井(政)委員　わかりました。そういう場合のあり得ることは当然でありますから、それをうたつてあることはわかりますが、その場合の借入先、これはどこでございましょうか。

○**蒙田國務大臣** これは国庫余裕金と預金部資金を借りるという……。公社法の六十五条にあります。

○**松井(政)委員** 公社法六十五条の規定に基いて、預金部資金を一時借入れることが可能でございましょうか。

○**塚田國務大臣** 間違いました。これは日本銀行からでも市中銀行からでも、どちらからでも借入れてよろしいのであります。

○**松井(政)委員** それならはつきりわかります。

それから次にお伺いしたいのは

第二十二条であります。この二十二条には「日本電信電話公社において、事業量の増加により、その収入がこの予算において予定した金額に比し増加するときは、郵政大臣の承認を経て、その増加する収入金額の一部を、事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。」こうありますが、そ

の場合の具体的なものはどういふもの
 なんてございましょうか。

○塚田国務大臣 具体的なものとおつ
 しやるのは、たとえばどういう費用な
 ら直接必要とする経費として出せる
 か、こういうお尋ねでございますか。

○松井(政)委員 そうです。

○塚田国務大臣 これはたとえば資材
 を買います費用でありますとか、要す
 るに収入増加を起すのに直接原因を与
 えるもの、こういうように御了解願え
 ばいいじやないかと思ひます。

○松井(政)委員 そうするとこれはた
 とえばありますから、資材だけに限
 ったことではないと思ひますが、直接必
 要とするものは何でもよろしゅうござ
 いますか。

○金光政府委員 ただいまの御質問に

かわつてお答え申し上げます。直接必要とする経費と申しますのは、人件費につきましては、事業量が増加いたしますと、それに伴いまして、たとえば超過勤務を必要とする、あるいは宿直や日直を必要とするようなことが起り得るわけでございまして、それらの超過勤務手当あるいは宿日直手当を出す、あるいは物件費につきましては、臨時に非常に事業量が増加する場合に人を雇う。そのために賃金を支給するとか、あるいは事業量が増加いたしますと、それに伴いまして式紙類やある

いは庁中備品というようなものも必要である。そういつたような庁費的なものがこの直接必要とする経費というふうに考えております。

○松井（政）委員　それで明らかにしました。

それでは次の項であります。公社において「公募以外の方法により発行

する電信電話債券の収入が、別冊甲申収入支出予算において予定した金額に比し増加したときは、郵政大臣の承認を経て、これに相当する金額を電気通信施設の建設改良費の支出に充てることができる。こういうことになっておるのです。そうすると、これはどういふ場合に起き得る現象であるか。それからそういう状態が起きた場合に「これに相当する金額を電気通信施設の建設改良費の支出に充てる」、これは建設改良費でありますから、予算上の建設勘定に抵触して参ります。その場合の扱いをどのようにお考えになつておるか。

○塚田國務大臣　これは御承知のように、建設の財源に充てますのに加入者の負担になる、加入者を持つてもらう

公債があるわけでありませう。それが一応予定としましては、御承知のように予算に四十八億と二十八年度はなつておるのであります。二十一条には八十五億という数字でそれが載つておりますが、この四十八億と八十五億との間の三十七億というものがゆとりとしてこの予算の上に出ておるので、それを使つてもよいというのがこの二十二条の今の二項の規定になる、こういうふうになるのであります。

○松井政委員　それを使う場合には、ここに例記してある以外の資金の

方には使えない、建設改良費以外には使えない、こういう解釈でよろしゅうございますか。

○塚田国務大臣　その通りでございます。

○松井(政)委員　次の二十三条であります、ここでは少し詳しく御説明を願いたないのであります。二十三条は御

○堀田田務大臣 予算書の百三十六ページに明細を書いておりますから、ごらん願いたいと思います。

ます。ところが西日本、九州のような突然的な災害のときには予備費を使ひ。予備費は十一億ありますが、九州、西日本等の災害は十五億から二十億と今大臣がお答えになつた。そうするとここにまた総則においては予備費をこの場合にも使つてよろしいということになりますね。そういう形になり

ありまして、そういう目的のために設
 けてあるものではあるが、ゆとりがあ
 った、そしてこちらにこういう必要が
 起きたという場合には、この面から
 も出し得るといふように書いたもので
 あつて、予備費をどちらに重点を置い
 て使うかということになると、これは
 やはり災害の復旧というものに重点を
 置いて使うといふ考え方で行かなけれ
 ばならぬのではないか、こういうよう
 に思っております。

であるような事情が生じたならば、その理由によつてまた給与総額を変更してその額まで出してもいい、こういうようにお考え願つたらいいのではないかと思います。

○松井政二委員　これは「職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは」とあるのです。が、そのような状態は現在の公社の突

慮から、大臣が見てどのような場合に

わけでありませう。それと、職員が努力して収入がふえろといつた両方の面があるわけでございます。予算から一錢でも超過したものの全部が能率向上によるわけでは見られない場合もあるわけでございます。

○松井(政)委員　それならば、それと臨時に支給することができると給与の限度額との関係は、一体どうなりますか。能率を上げた場合に支給するものは、この額にとらわれないでいいわけ

です。

○金光政府委員 たいだいま松井委員のおつしやいました臨時給与は、おそろく二十四条に規定してあることをおつしやつたと思ひますが、これは二十三条とは全然別のことではないかと、これは能率向上とかいうようなことは全然別の、要するに経済上の變動その他の事由に起因する場合のことを規定したわけでありませう。

○松井(政)委員 そうすれば、経済上の變動によつて臨時に支給する額をきめたのが二十四条ですから、それ以上を二十三条の但書が越えてさしつかえない、これには全然関係ない、こういう解決をしてよろしいのです。

○金光政府委員 二十四条と二十三条とは全然別のものであります。

○松井(政)委員 二十三条の但書は別のものでないことが明瞭になりましたが、それは二十三条で出せるものを二十四条でどこまかされる危険性があるから、はつきりしておかなければならぬ。これは二十四条にこだわらずに、能率が上つた場合に必ずしも出さなければならぬ、これを二十二条に規定して、わかつたのであります。それをよくい出すという場合に、なぜ郵政大臣が大蔵大臣に協議しなければならぬのでしょうか。

○塚田国務大臣 これは今の予算の立て方が、御承知のように公社職員、それから一般公務員のうちでも公金労法の適用を受けるもの、それからその他の公務員というように、一応給与のバランスというものは絶えずつておるものでありますから、公社独自でおきめになつて、やはりそういう面において困ることがあるかもしれないので、一応郵政大臣に相談してもらふ。

こういうことであります。

○松井(政)委員 これは愚問かもしれないが、この場合の協議は、パーセントでいへば郵政大臣の方が八であつて、報告的な協議でございませうか、それとも各公社並びに公務員等のバランスの上からということ、この場合の協議は大蔵大臣が主となるものでございませうか、その点をきつておいていただきたいと思います。

○塚田国務大臣 これは規定をくらんださればわかるように、予算自体が、公社の予算は郵政大臣が指導権を持つておつておるのであります。それから、他の公社とこのところが非常に違ふところと私は心得ております。郵政大臣の方が指導権を持つておると思ひます。

○松井(政)委員 そうでなければならぬけれども、ややもすれば大蔵大臣になる危険性がある塚田さんだから、私は念を押しておきます。郵政大臣が時はずしやうが、次の時代に大蔵大臣になつてもなつても、これは大蔵大臣が主となつてやるのだと言つては困るから言つておくわけですが、その場合に協議をする必要がないと思ひます。その点は見解の相違です。これはなぜかという、この規定は普通の経営状態によつて余つた金じやないのです。これはやはり職員の諸君が能率向上のために働いたり、経営責任者の方が経営上非常に節約をして生んだ場合の金ですから、その場合に大蔵大臣と協議しなければならぬということは一応どいうわけでしょうか。ベースではないのですから……要するにその一つの企業体の職員が必死に働いて能率を上げた場合、経営者の方が節約に努力

して浮いた場合、その場合は全体の基本的ベースのバランスに關係のないものです。それをなぜ大蔵大臣と協議しなければならぬか。

○塚田国務大臣 この点は郵政大臣の場合には、所管は電通公社だけしか考へられないのでありまして、大蔵大臣に協議をいたします場合には、その他の公社、その他の同じようなこういう弾力事項を持つておるものとの振合ひを見るという意味において、一応大蔵大臣の意見を聞いて見る必要があると考へるわけでありませう。しかし御指摘のようにこの余裕を生じたもの自体が、本人らの公社側の努力にあるのでありますから、事由のある場合には協議をしても、必ずこれは許可されるべき性質のものである、そういうふうに私は了解いたしております。

○松井(政)委員 これは公社側に聞くのが妥当かもしませんが、公社側でなくてつこうです。むしろ政府の方から聞きたいのであります。三百三十五億というものは予算科目の中においてきめられておるもの、科目の中に、人件費が含まれておる場所があるのです、そういう場合の人件費の額はこれには關係ないかどうか。たとえば建設勘定の中、あるいは営業費勘定の中、あるいは改良費全額として資産に計上される場合には、人件費はこれに集約されておるか、おらないかということをお聞きしておるのです。

○塚田国務大臣 これはこの三百三十五億という数字が費目別には役員給与、手当と同時に、各勘定別には損益勘定、建設勘定、貯蔵品割掛勘定、工作勘定というようにあるものを全部集計したものであります。

○松井(政)委員 あらためてお伺いしますが、それは全部集計したものであつて、これがもろ／＼の勘定から持つて来た全額と、こういうことでよろしうございませうか。

○塚田国務大臣 さうでございませう、これ以外には給与として出せるものはない、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○松井(政)委員 一番最後にもう一項聞く点がありますが、ここで總体的にお伺いします。この政府関係予算を規定した予算総則の中で、日本専売公社、国有鉄道、電信電話公社と内容が違つておる重要な点はどこでございませう。もつと具体的に申し上げませう、日本国有鉄道の場合は、日鉄法第何条によつて云々という総則がございなければならぬはずであります。電通公社は公社法第何条の規定によつてと、いうことで、もろ／＼の総則がうたわれるわけでありませう。そうすれば本来の法律の内容が違つておるから、予算総則は当然違つて参りますが、日鉄や専売公社と比較して、重要な相違点は主としてどこでございませうか、こういうことでございませう。

○金光政府委員 この点は、全部詳しく目を通したわけではないので、多少の見落しがあるかもしれませんが、たとえば日本国有鉄道をとりましますと、これは運輸大臣が一応監督をしておるわけですが、予算につきましますと、現在の国鉄法では大蔵大臣が調整権を持つておるわけでありませう。それらの点にからみまして、たとえば国鉄で申しますと、事業量の増高に伴ひまして、収入金額の一部を事業のために直接必要とする経費に支出するといった

場合につきましては、電通公社の場合は郵政大臣だけの認可で済むわけでありませうが、国鉄の場合には大蔵大臣と協議する。それから貯蔵品の保有高の限度につきましても、限度額をきめておりますが、この限度を越える場合等につきましますと、やはり国鉄の場合には運輸大臣が大蔵大臣と協議して承認するといったように、個々の場合にきまつて、運輸大臣が自分限りで、これをなし得ない。すべてこういうものにつきましますと大蔵大臣と協議するといった面では、大蔵大臣が予算の調整権を持つておることとあわせて、大蔵大臣の権限というものが、予算総則の中においても強化されておる点が違つておると思ひます。

○松井(政)委員 そういふ考え方からしても、先ほどの大蔵大臣と協議するといふのは、どだいけしからぬということになります。それはどのものか考へ方です。予算総則がつけられておるとすれば、国鉄や専売公社と違つて、幅のある、公社としてはやりやすいような「この予算総則の中にそういう条項もあることをわれ／＼は否定しませんが、これはかなり制限をつけた総則になつておるわけでありませう。そうすれば、私は商売人でないからわかりませぬけれども、最後の二十六条にきめた貯蔵品の限度額等が明確に制限された数字となつておる。これは直接やつておる公社当局に開かなければつきりわかりませぬけれども、少くとも五箇年計画において当初四百六十一億円の金を使つて建設をやろうとする場合に、貯蔵品の限度額等を越えてはならないという制限を受け、さらにそれ以外の制限を受けて、営業執行の場合に

支障がないものであるかどうか。私は商売人でないからよくわかりませんが、こういうものはいいのじやないですか。監督権が郵政大臣にございますから、特別にこういう規定でございかに、建設中の資産が何ぼ、完成された建設の資産が何ぼ、さらには必要なる貯蔵品並びにもろ／＼の物というようなものを、すべて監督で見なければならぬ、特に予算総則で規定する必要がありますか。

○塚田国務大臣 これはもちろん個々には見ておるのでありますけれども、しかしなか／＼目も届き切れませんし、大体の最高限というものは、やはりそれを越えないという意味において、もう一つ絶的な監督をしておくことが非常に必要だというように考えるわけでありまして、もちろん事業会社でありますから、これがあまりきつうくつであつて、事業の運営に非常にきつさわりがあるというようなことがあつてはいいけませんから、この額を決定いたしますときは、多少のゆとりを見ておかなければならぬと思つておりますが、あまりこれを野放図にいたしまして、たくさんものを買い上げる、ことに物価の変動でもはげしいときには、先行き上というふうな見通しをしてたくさんものを買つた場合に、逆に下つたというふうなことになる、公社の経営を危殆に陥れるようなことがあつてはならないという考え方があつてはならないと思つております。

○松井(政)委員 考え方はわかりませんが、私も同じ考えであります、特に規定する必要があるかどうかというところを聞いたのであります。考え方は当然そうなければ公社はやつて行けませ

んから、考え方はよろしうございしますが、私はこういう規定はいらないのではないかと。しかし監督権は郵政大臣に全部あるのですから、監督権がある立場において、さらにこの条項が必要だということはいらないのではないかと、こう言うのであります。それは当然大臣のおつしやる通りに、すべて経済上の考え方をしなければいけない、それはわれ／＼の願うところでありまして、その通り公社当局はやつていただきたいのだけれども、この条項は予算総則の中で定めるといふことはいらないのではないかと。これは私の意見でありますから答弁はいりません。

それから予算総則と予算に関連をしておりますが、これは同僚委員がおそろくお伺いしておるのじやないかと。思ひますけれども、一応お伺い申し上げます。公社当局には別の機会に質問することにしまして、主として大臣にお伺いします。

本年度の予算の中で、前年度と比べて、非常に目についてふえておるものは、歳出の面で減価償却と利子及び債券の取扱に關する費用が非常にパーセントがふえておる。そういうところが極端にふえたために、予算全体の編成の上から歳出が増すわけですね。そこで五箇年計画の建設勘定四百六十一億円、これはそのまま踏襲しようといひますから、そこへもつて来て、かてて加えて預金部資金等政府からの貸出しは、本年度は一銭もやらない、こうきめつたために、そういうもののしわ寄せが電話料金の値上げとなつて来ておる。こういう結果になつておるように思われるのです。収入増の

ところにおきまして、料金値上げの収入は目に立つて額が多くなつておる。従つてこの減価償却が昨年より極端にふえた原因、利子及び債券の取扱費がべらぼうにふえた原因、それから今度は利子、債券の取扱費のところ、ふえた内容とその利子を支払うべき相手方、これの概要をひとつお伺いしたい。

○塚田国務大臣 これは減価償却が非常にふえたから、借金をよけいしなければならなくなつた、減価償却が非常にふえたから、預金部資金からの借入れがなくなつたから、料金の値上げをしなればならなくなつたというように、御理解くだすつておるならば、それはそういう関係ではないのであります。要するに収入の中から外部へ出てしまふものを全部引いた残りを、ほんとうの純益という形でもつて繰入れるか、減価償却という形で社内保留にいたしまして繰入れるか、とにかくそういう関係になつております。従つて減価償却がふえたということ自体は、それだからして料金を上げなければならなくなつたということではないのであります。減価償却がふえたのは、今までも大体公社の経理の状態で、あれだけの大きな設備を持つて使つておりながら、一般企業として考えるならば非常に償却が少な過ぎる。従つてずつとあの状態でいきますならば、あの設備が完全に使えなくなつたときには、新しい修復、補給というものが全然できない形になつてしまふ。それで公社になつたという形を十分に頭に置きながら、少くともあれだけの設備を普通の企業として考えるならば、どれくらい減価償却を考

えておかなければならないかというように考え方から、この数字をはじき出したわけでありまして、従つてこのふえたという数字は、減価償却という形で収入を公社内部に留保しておきまして、そうしてそれを建設資金に繰入れる。それからその残余の部分は、事業からの繰入れという形で建設資金に繰入れる、こういうことに御了解願ひたい。それから利子が非常にふえましたのは、ことしからあの計画で公衆があり、それから加入者から債券を持つてもらいますものがあり、とにかく加入者から持つてもらいます債券と公衆とを含めまして約百三十億くらいの外部負債がふえますから、それに対して当然金利を見なければならぬ、こういう関係になつたわけでありまして。

○松井(政)委員 減価償却は数字としていじつただけではないでしよう。大臣は今そういうように内外には関係ないとおつしやるのですが、ほんとうに關係ないのですか。

○塚田国務大臣 どういうお尋ねなのでありますか、全然今申し上げた考え方に間違いはないと思つております。

○松井(政)委員 要するに從來減価償却費が早くいへば足らなかつた。国営の営のときには、ろくに減価償却をやらなかつたが、今度は公社になつたら必要な減価償却をやるのだ、そのため支出額がふえたのだ、こういうわけですね。そうすれば、今度は収入面において、たとえば資産額が減るか、いずれかの形が出て来なければならぬ。そうでしよう。たとえば償却がふえただけ減るわけではしやう。いわゆる負債、資産の勘定で行けばそういう形に

なるでしよう。それは損益勘定の分では直接値上げの關係にはならない。しかし全体の公社の経理を行う場合には、要するに極端な減価償却をするために、減価償却の数字をはじき出すために、どこかにその部分が突き当つて来る。それは経営上の支障はないと御答弁されるけれども、それは経営上の支障を来すことになるわけですね。償却額がふえれば、償却額がふえただけ、たとえば、建物の額なら建物の額が減つて来るわけですね。そういうのでございませうか。

○塚田国務大臣 これは公社という法人格になつておりますために、純然たる民間のような損益の計算をいたしておらぬのであります。純然たる民間のような損益の計算をいたしておりますと、損益計算書と貸借対照表との關係で減価償却がふえる。それでもなおかつ若干の利益が上るという形になれば、それを目安に置いて料金値上げというものが当然出て来なければならぬ。そういうように考えて参りますれば、影響は出て来る。しかし公社の場合それをいたしておりませんので、むしろそれより四百六十一億という五箇年計画の第一年度の資金を、どこから確保するかということを考へて、料金の値上げによつてカバーする分と、外部負債によつて入れる分と、その料金の値上げによつてカバーする分を、一部分は減価償却の名目で入れ、一部分は利益の繰入れという形で入れる、こういう關係になるのであります。

○松井(政)委員 どれを減価償却の名目で一応入れようとおつしやるのですか、もう一ぺんお願いいたします。

○塚田国務大臣 それはむしろ、料金

値上げは減価償却をするから、あれだけ料金値上げが必要になつたのではななくて、結局四百六十一億という金額を第一年度とした五箇年計画の二千七百七十二億という建設計画というものを、どうしても成就しなければならぬ。それでその資金を内部でまかなうか、外部でまかなうかでしょう。内部と外部と両方の資金でまかなうということを考えて、内部資金、外部資金のバランスをつけた。それで外部資金はあの公算と加入者に債券を持つてもらうものと、この約百三十億の金で、内部資金でまかなうのは、収入が八百億の中から、現実給料その他で払う以外のもは、どちらにしても公社の場合には、公社の中に残る金でありまふ。その残る金を、償却しなければ全部を剰余金という概念で建設費に繰入れる、そうでなくて全部一まとめにして、剰余金という形で繰入れるに、ほんとうはこれは償却すべきものであるから、そこでその全部のうちの一部分を償却に充てるという考え方で概念をしまして、同じようにやはり繰入れていく、こういうのであります。

○松井(政)委員 そうすれば、その剰余金として残ると——残つたためしはないが、減価償却しなければ剰余金として残しておいて、それを建設勘定に持つて行く、あなたの経理の考え方はそうじやございませんでしよう。そうなりますか。たとえば今大臣の答弁は、減価償却の額を減らせば、決算の結果剰余金として残る残るといふのは、建設勘定に持つて来ると答弁されておるが、そういう形になりますか。

○塚田國務大臣 それはまさにその通りなんです。今度の二十八年度の予算のきめ方はその通りです。ですからどちらにしましても、収入から支出を引きまして、残りを建設勘定に繰入れるのですが、それを剰余金という形で全部一本で繰入れてしまふか、二本にして繰入れるか、そこで減価償却が今まで十分でないといふので、この収入から総体の支出を抜いた、これだけは減価償却に当るべき金である、そういう意味において公社内部に留保されてある、それを建設に向けるという考え方はです。

○松井(政)委員 そうすれば、本年度減価償却額がふえた部分、こう解釈していいのですか。減価償却の名目で償却しておいて、新たな建設、改良なり建設資金に予算面では入れておる、こういう意味ですか。

○塚田國務大臣 もう一度お願いいたします。

○松井(政)委員 あなたの言い分は、これはどちらでもいいのだが、経理上の問題だから、やはりこれは審議をする場所ですからお伺いするのですが、私個人としてはどちらでもいいけれども、私が、減価償却額を極端にふやした、それから借入金金の返済、利子の科目がべらぼうに支出がふえていく、そういうことは今年の高い電話値上げに影響して来はせぬか、こう言つたところが、あなたのおめかしやるのはそれは値上げには影響せぬ。それで減価償却額がふえたのは、値上の関係ではない。それで減価償却額が極端にふえたのは、当然償却すべきものを今までやらなかつたからふえたのだ。もし償却額をふやさなければ、それは剰余金として残るのだ、結局剰余金として

残つたものは、その場合には建設勘定へ行くのだ、こうおつしやるのですから、今度それをわれ／＼の考えでは、その考え方から行けば、減価償却としてふやした額は、逆に減価償却として支出面であつておつて、今度収入面には建設勘定へ入つていくんです。こう聞いたんです。

○塚田國務大臣 それは入つておるのではありません。こういうぐあいに御説明申し上げたら、おわかり願えるかと思ふのでありますが、普通の経理の場合ならば、減価償却を積み立てますと、それに見合うものは、やはりほんとうに経理を厳格にやりますならば、当該資産の勘定がそれだけ減りまして、それだけ収入の中から現金なり、預金なりでもつて残つて行く、こういう形になる。そういうしますと、その償却いたしました設備が結局零になりましたときに、その積み上げた金でもつて買いかえて新しくして行く。ですから厳格に言ひますならば、この償却のためには控除いたしておきますものを、新しい設備に使う概念とは直接つながらないのでございませう。しかしそれを積み上げておく必要は毛頭ないのであるからして、その金をそういう形で今の拡充資金に使つていいじやないか、こういう考え方でおるのですから、これはもうどこまでも減価償却をしませんけれども、剰余金で必ず建設勘定へ入つて行く、こういう関係になるわけでありませう。

○松井(政)委員 そうすれば、これは建設勘定へ入つて来る場合、やはり建設五箇年計画の間に四百六十一億円入つて来る、こういうことでございませう。そうすれば、この建設勘定の四

百六十一億のうちでお伺いしますが、減価償却で浮いた金というものは、新しい建設に使うべき性質のものであるのか、それともやはり建設改良費に使うべきものであるのか、そういう区別なく使つてよろしいか、この概念をお伺いしておきたい。しかもこの四百六十一億の中に、減価償却のふえた分が来ているとすれば、その四百六十一億の数字の上では、四百六十一億は今度は六十億になつた場合に、減価償却の額をふやせば建設勘定の額は増たされるところになるから、そういうことは健全であるか、不健全であるか、こういうことをお伺いしたい。

○塚田國務大臣 これはそういうように減価償却の額がふえるという場合には、収入がふえなければ減価償却の額はふえる元が得られないわけでありませうから、それはそれによつて決して不健全な状態というものは出て来ない。もちろん減価償却は、今ある資産に対してあるパーセントかけて金額を出しておりますからして、その金を何に使うのが一番正しいのかということであれば、それは現在の施設の改良——もちろん通常の維持費は減価償却などしません、その年の経費に落ちて行つてしまふから、何ですが、そうであるけれども結局積み上げて行つて、今ある施設がだめになつたときに、それを買いかえるといふときに使うべき金なんでありませうが、しかしそうして残しておく必要はないからして、新しい改良、拡充——主として拡充でありますから、むしろそれに使うというように流用しておるといふ考え方でありませう。

○松井(政)委員 建設勘定の中には、やはり電話の普及、サービスを徹底する

のための新しい建設と、それから改良の意味を持つた建設と、区わけすることができるといふやないですか。その場合に私がよく聞くのは、今度の値上げの対象となつてゐるのは、大臣は広い意味の解釈から、値上げとなつたものは四百六十一億の建設資金を獲得するためである、こう言われるのです。それであることは間違いないと思ふのです。間違いないと思ふが、一面には建設勘定で使われる値上げの分は、加入者に負担させた分は、これは新しい建設に使うものではない新しい建設をやる場合には、別途の方法における建設資金を獲得すべきであつて、加入者に負担させたもの等は、改良設備に使うべきだといふ議論があるわけなんです。そうなつて参りますと、値上げをした分も改良設備に使う。減価償却をした分も古いものの償却をしたのであるから、その古いものの補給を改良設備のために使う。こういう解釈ならば、四百六十一億の建設勘定の内訳というものが区分けがつかないし、ただ四百六十一億を獲得するための操作としか考えられないことになつて、不健全性が出て来るわけなんです。だから値上げの分だつてそう明瞭に新しい建設だ、あるいは設備改良だと区別できるものであるかどうか、あるいは減価償却の分もそれだけ明瞭に区別されるものであるかどうか、実際の運用の問題としては非常にむづかしい問題だと思ひますけれども、りくつの筋道はそういうところに立てないと、四百六十一億のうち、値上分の建設費が幾らであつて、それから外部から獲得する資金が幾らであつて、減価償却から来るのはね返りが幾らであつて、それをまとめ

て四百六十一億だという説明の場合には、主として新しい建設にどの資金を使うかというところが新しい問題になります。これはよくつとては区別できますが、実際問題としては疑問だと思えます。従つてそういう意味から行くと、加入者に負担すべきであるとか、そういう意味の値上げならば、加入者に負担すべきでないという議論のわかれ目がそこに出て来るわけがあります。だからそういう意味で聞いています。建設資金と減価償却との関係性があるかないかというところを一番最初に聞いたのは、その意味なんです。

○塚田国務大臣 だん／＼お尋ねになつてはいる焦点が、私にもわかつて参りました。そういう意味でもしお尋ねがあるならば、御承知のように四百六十一億は新しい整備拡充に使うことと、現在のものの改良にも使うわけでありまして、それに充てられる意味で値上げをしたものの中にも、両方の要素が含まれると御了解願いたい。つまり今度の値上げについては、将来の整備拡充をせしめぬでも、今のよう

な非常に少い減価償却では、結局資本の食いつぶしにおいてバランスがとれていないという意味で、新しい整備拡充を考えましても当然健全性があるわけでありまして、それを直す意味において、若干値上げがあるわけでありまして、その上にさらに今度の値上げにおきましては、将来の整備拡充のために必要な資金というのが考えられる。そうしてその必要な資金がなげ現在の加入者に、加入料金の値上げという形で負担されなければならないかというところ、それは整備拡充がそのま

在の加入者にも利益をもたらすから、そういう意味においてその部分も負担していただいたい。そこでそういう意味において、値上げされたものを一々区別しておく必要はないし、また仕事も一々区別できるわけのものでもないから、整備拡充、改良の全般の計画にどん／＼注ぎ込んで使う、こういう考え方をいたしているわけであり

○松井(政)委員 そこで問題は建設五年計画に基いて新しく電話のふえる場所、早く言えば設備が新しくふえ、そうしてこれから必要とするものにサービスを提供するものと、それから電話はあるけれども、設備が古くなつたために聞えないで困る。これはやはり設備の改良ですね。そこで現在の電話を持つて加入者に負担をさせるのは、負担額というものの、値上げというものは、現在電話を使つてゐるために便利を受けるその改良設備に使うならば、値上げは承服できる。これはやはり感情上の問題が出て来るわけですね。ところが現在電話加入者にべらぼうな負担をさせて、そうしてこれから電話を引いて、電話を利用することがこれからできる者の利益のためにやるということとは、早く言えば不当の値上げじやないかというところは、そのから出て来るわけですね。それだから要するに建設勘定の中において、減価償却費としてはね返つて来る建設費の使い道と、値上げをされる分の使い道との理論上、りくつ上の区別がないと、値上げを納得させる理論的な根拠というものは出て来ない、こういうことを考へるから、そのために値上げでもつて持つて来るというものは、あくまでも

やはり設備の改良に使うのだというりくつが必要じやないか、こういうことなんです。そうじやなくて、新しい建設に使うのだというのなら、現在電話を持つてゐる者のみの負担によつて、新しい建設費を持つて来るということは不当になつて来る。建設資金はよそから持つて来て建設せよ、建設した後に對する減価償却に對する負担、そういうものの負担は加入者がやるべきだというりくつは出て来ますが、そういうことにはなりません。そういうことは、一体どこに使うための値上げであるかということが、壁々めぐりだけども、また理論となつて来る。

○塚田国務大臣 この点は私は松井委員と最初から少し感じが違ふのでありまして、私は現在のものの改良に使われる部分だけが、現在の加入者が利益を受けることは考へておらぬのでありまして、新しい加入者が新しく加入して来て、従つて加入者の数がふえる。また新しい線ができる、自分の電話が早く開通する、申し込んだのが向うへ通ずるといふようになる。ですからこれからするプラス設備も、そのまゝ現在の加入者の利益にもなる。もちろん将来加入する人たちの利益にもなる。そういう面があるからして、電話事業の場合には、将来の拡充の費用の一部分も、現在の加入者に料金値上げの形で御負担願ふ理由があるのじやないか。

ただ残念ながら、御指摘のように、四百六十一億の使い道も、新しい設備にどれだけ、今までの改良にどれだけというように、はつきりした概念構成をしておりません。われ／＼は数字の分額をしておりませんし、またこの値上

げの料率のうちの何パーセントがその当然のものであり、その以外は新しい設備拡充のものであるというように、数字をはつきり出しておりませんし、またそのように数字はおそらく出にくいと思つておりますが、しかし考へ方としてはそういう考へ方で、整備の拡充にも現在の加入者に御負担を願うと、こういう考へ方をしております。

○松井(政)委員 それは考へ方が違ふとおしやられればやむを得ない。私はやはりその新しく拡張する拡張資金等は、現在の加入者に負担をさせた料金等によつて行ふべきものではない。拡張資金は他の方法によつて求めて来て、それによつて拡張して国民にサービスを与えた場合、たとえば新しく拡張したものの耐用年数幾らという経理上の計算の上に基いて、耐用年数、償却何ぼという正確なものが出て来れば、それを基いて、何年間電話を使用していただけば、その拡張は何年間の耐用年数のときにはりつぱに改良建設ができるという、健全な考へ方の資金面というものが私は必要だ。従つて当面電話を持つてゐるが、どうも聞えない、あるいは設備が老朽しておるといふ場合に必要なる改良設備は、現在の加入者にその資金を求めるとはあながち不当とは考へない。新しく設備するのための設備資金等を、現在加入している者に負担をさせるというものの考へ方は、減価償却にも関係をして参ります。それは健全だ、こう私は考へて、質問しておるのですから、その考へ方が違ふといへばそれはそれです。それまでだけれども、私の考へ方はそういう考へ方でなければいか

ぬ。新しく拡張する部分については資金をもつて拡張して、その上に立つていわゆる料金を払う。払つてもらつた料金の中には、耐用年数に応じた厳格なる減価償却が行われて、その年数たつたときには、加入者が使つて便利を得ながら、払つた金額の中の減価償却というものは完成されておる。りつぱに健全財政のうちに保守改良はやつて行ける。従つて現在の加入者に値上げをしてもらふ分は、現在の加入してゐる電話設備の老朽あるいは悪いところの改良設備に充てるのだ、こういうりくつでなければ当を得ない値上げだ、私はこういう考へ方で聞いておる。こういう考へ方ですから、その考へ方が違ふというのなら、経理上の根本的な考へ方が違ふのですから、どうにもしかたがありませんけれども、値上げ等を行う場合は、少くともそういう理論上の根拠が必要だと、私はこう思ふのです。いかがですか。

○塚田国務大臣 これは公社のこの事業を完全な民間の事業として考へ、従つてその背後に株主というものがあつて、株主はいつかわるかもしれないから、そのとき／＼に正確な原価計算をして、出て来た利益というものを配当でもらふという考へ方からすれば、それは松井委員の御指摘になつた通りであります。私の考へ方も同じであります。ただ私は、これは公社のやつております国家的な事業であり、そうして現在の日本の電話の状態というものは、とてもこのままではつておけない。しかもこの整備拡充は、この四年や五年ではできないではない。相当長期間に、また相当うんとやらなければなら

ない。そういうように考へますときに、

第一類第十四号 電気通信委員会議録第十三号 昭和二十八年七月十日

七

新しい整備拡充をするのだからとい
つて、それを全部外部資金でまかなつ
た場合に、公社というものの今後の経
理状況というものがどうなるかとい
うことを考え、そういうような行
な要素を考えて行きますと、将来施設
がうんとふえて、そのときになつて利
子負担もうんとふえる、また減価償却
もふえる、そのときになつて計算をし
た金額でもつて、かりに値上率を算出
するということになると、それはその
ときこそ、今度のこの二割五分や三割
というような値上げではおつつかない
で、一躍うんと値上げをしないといけ
ない、そういうような考え方を頭に置
きまして、御指摘のような考え方をと
らずに、今度のような考え方をとつ
た、こういうふうに御了解願いたい。

○松井(政)委員 これは考え方が違
うのですからやむを得ません。これはや
むを得ませんが、もう一つ聞きます。
借入金金の返還の主たるものはどこで
すか。

○塚田國務大臣 この時の予算には、
まだ返還する借入金はないはずになつ
ております。利子負担だけはありま
す。

○松井(政)委員 ございませんでし
うか。

○塚田國務大臣 全然ないと申し上げ
ましたのは間違つておりました。三千
四百万円ばかりございまして、これ
は政府委員から御説明申し上げさせ
ます。

○庄司政府委員 予算書の百二十二
ページに、借入金金の償還という項目で、
政府に二千九百七十五万六千円とそれ
から電話設備負担金の還付金として五
百万円、合計今話された三千四百何

しの金が出ることになつております。
○松井(政)委員 その先……。どこへ
償還するか……。

○庄司政府委員 借入金金の償還は、政
府に返す、一般会計に返すものであり
ます。それから電話設備負担金還付金
は加入者に返すものであります。

○松井(政)委員 利子負担は……。

○塚田國務大臣 これは公社が現在す
でに六百五十億程度の負債を持つてお
ります。その利子負担と、それから
今年新しく借り入れます分の利子負担
を合せてありますから、当然その借
入れた先へ……。なおどこから今の六
百五十億程度の借入金を借りておる
か、政府委員から御説明申し上げさ
せます。

○金光政府委員 借入金金の大半は政
府からございまして、民間からのもの
は、本年の一月一日から実施いたし
ました電信電話債券の二十億と、それ
から本年度の公債債券あるいは加入者
の債券、そういうものの利子が入つて
おるわけでありませう。

○松井(政)委員 政府からの借入れの
内容と性質について伺いたい。

○金光政府委員 公社が持つておりま
すそういう借金につきましては、電信
電話公社法の施行法の第八條で、公社
法の施行の際に、現に電氣通信事業特
別会計が負担しておつた公債及び借入
金は、そのときにおいて一般会計に帰
属する。公社は、その公社法の施行の
ときにおきまして、前項に規定しまし
た公債及び借入金金の金額に相当する額
の債務を政府に対して負う。これによ
つて負いました債務につきましては、
公社は政府に対してその債務を表示す
る証書を交付する。これは現にすでに

大蔵省の方に証書を交付してござい
ます。これによりまして、公社が政府に
対して負う債務の償還期限、利率及び
利子支払いの期日は政府が定めるとい
うことで、政府に対して従来公債及び
借入金という形で負つておりましたこ
ろの債務をこの際整理いたしまして
て、政府に対しての債務ということに
整理したわけでありませう。

○松井(政)委員 政府の今の答えは
よくわかりませんが、政府から借り入れ
ておるもの、たとえば国有国営の場合
から公社に引継がれるときに、必然的
に法律によつて政府からの借入れとな
つたものがあるわけですね。そのとき
も政府から借入金以外に借入金がある
のか、その借入金の中には、国有国営
の場合でも特別会計でありましたもの
もあつたでしょうか。そういう内容を聞
きたいというのです。

○金光政府委員 ただいま御説明いた
しましたように、公社になりました際
に、従来の国債及び借入金を全部一本
にいたしまして、六百二十八億という
ふうにして整理したわけでありませう。その
前においてどういう区別で国債なりあ
るいは借入金があつたかということ
は、資料をここに持ち合せてございま
せん。

○松井(政)委員 そうすると、たとえ
ば前の国有国営のときには、預金部資
金から百三十五億なら百三十五億を借
り入れておつた。今度公社になる場合
には、それ以外のものややはり政府か
らの借入れとなつたものがあるのかど
うか、やはり同一種類のものであつた
かどうか、それを伺ひしておるのだ

す。全部一本になつたという意味は、
何もかも一本になつた、だから預金部
資金等のもじやなくて、たとえば建
物とかそういうものもあつたのかない
のか、純然たる金額による借入金だけ
の一本になつておるのか、これを聞いて
おる。

○金光政府委員 それはただいまお尋
ねのように、これによつて整理された
借入金というものは、国営時代の公債
なりあるいは預金部資金からの借入れ
といつたものばかりでございませう。

○松井(政)委員 もう松前委員に譲り
ますが、その公債と預金部資金の当時
における区別がわかりましたらちよつ
とお聞かせ願ひたい。

○金光政府委員 本日は手元に資料を
持ち合せておりませんので、次の機会
においてお知らせ申し上げます。

○松井(政)委員 それは資料でなくて
もよろしいので、次の機会にお答え願
ひばい。私はいま今日ではこれ
で質問を終ります。

○成田委員長 松前重義君。

○松前委員 大臣にお伺ひしたいので
すが、国際電信電話株式会社の事業内
容について御報告を受けましたが、大
体年度末に至るまで六億八千万円程度
の利益が上るといふことでありまし
た。しかもその内容を拝見しますと、
昨年度に比べて著しく収入は増大しつ
つある。電信においても電話におい
ても、特に電話において非常な増収にな
る傾向になつておる、おそらく来年度
におきましてはより以上の増収が期待
される、こういうことを考えてみます
ときには、この会社の利益金の処分に
ついては、郵政大臣の認可を得なければ
ならないことになつております。この

ようなほとんど特權として与えられた
独占企業の利益を、郵政大臣の認可に
よつてその使途を明らかにするとい
うことは当然であります。郵政大臣
はこれらの利益金の処分に對して、ど
のような抱負をお持ちでありますか。

○塚田國務大臣 これは、利益金とい
うものは、御承知のように役員賞与、
それから配当、そういうふうにおのず
から使途が限られております。この場
合に、こういう特殊な事業会社でござ
いますからして、郵政大臣がこれを認
可いたします場合に、最も留意しなけ
ればならないのは、社内に流れ出る利
益の部分と、社内に留保される利益の
部分の比率であると考えます。社外に
出ますのは、役員賞与と配当金が普通
のものなものであります。そういう
ものは事業の性質上、なるべく最小限
に切り詰めて、社内に留保させて、そ
れをまづ、会社の施設の改良、拡
充、發展に使はせて行く、こういうよ
うにいたしたいと考えております。

○松前委員 現在の設備内容を見てみ
ますと、戦争前における電信のチャ
ネル数は四十でありましたが、現在
は三十二であります。その他写真電信
は一回線だけふえておる。電話は相当
にふえております。現在の方が多
いけれども、総計においては、五十八に對
して五十七、このように設備は國際電
信電話株式会社に移行されたといえど
も、新しい増設を必要としないといふ
やうな施設を持つておる会社である
といわなければならぬ。今後におけ
るこの設備の改良その他から見ま
す、さほどの大きな資金を必要とする
というふうなものはないのでありま
す。今日まですでに大体その基礎的な

要素は、満足されておるようにならざるべきである。このような場合におきまして、来年度以降において相当の増収を見込まれるもの、こういう独占事業に対して、今の一般的な議論はもちろんであります。社内還元すべきところの部分を多くするというような概念的な問題ではなくて、むしろこれをどのように国際電気通信事業の将来のために、いわゆる研究のためにお使いになるのか、あるいはその他のいろいろな国家的な目標のためにお使いになるつもりであるか、そういう点を具体的に伺いたいと思います。

○塚田国務大臣 御承知のように民間会社でありますからして、ここに収支差額として出ましたものが、かりに社外に給与、それから配当として流れ出るものを除きまして、全部が社内に残るのではないので、御承知のように、損益計算をいたしましたいわゆる利益というものが、民間会社でありますから、大体六割程度はいろいろな税で国が徴収するというわけでありまして、その残り、従って十億ありまして、四億円という勘定になりますから、その程度のものであれば今後いろいろな設備、サービスの悪い面を改良いたしましたし、それから戦前開設されていたもので、まだ開設に至っていないものが若干あるようであります。そういうものを逐次開設の段取りをいたしましたし、それからまた仰せのように、研究などの費用にも大いに使つて参つたらしい、こういうように考えておるわけでありまして。

○松前委員 今のような御説明は、どうも非常に抽象的でありまして、具体的に何か御抱負をお持ちであるべきで

あるうと思ふのです。こういう独占企業のもうかる仕事を民間に払い下げてやらして、非常な利益が上るならば、何かそこに目的がなければ、そういう会社をつくる必要はないのでありまして、何のためにつくつたかわからぬということになつたのでは、政府としての全然無方針を暴露することになる。何かもう少し具体的な、政府として認可される条件その他について伺つておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 ただいまのところ、そういう具体的なものは何もないのであります。いよいよ利益が出ます、それをどういうぐあいに処分するかということの認可をいたしたときに、よく検討いたして、誤らないようにいたしたいと思ひます。

○松前委員 何も御用意はないようでは、少くともある程度の目標を持ち、抱負と経緯と使命を与えて出さなければ、独占事業の一番重要な行政の方式であると思ふ。その点に対してはまことに遺憾に思ふ次第であります。次に公衆電気通信法案の内容についてお伺いいたします。公衆電気通信法案の中に盛り込んである一番重要な要素としては、前の国会から問題になつております私設交換設備を民間にするという問題であります。せんだつて参考人の陳述もあつたようでありますが、私は不幸にしておりませんでしたが、その私設電話の民間移譲の問題についてであります。電電公社が発足いたしました、まだ一年もたつておりません。電電公社にやらせれば、民間の需要あるいはまたその要望を満たすことができないから、これを民間に移し

て、民間の利便に供するのだという御説明が、この前の国会においてありまして、まだ一年もたつたないうちに、ここにPBXを民間に移される理由は、一体どういうところにあるか、伺いたいと思ひます。

○塚田国務大臣 この点は公社の発足いたします当時から、こういうようにいたしたいと思つておつたのでありまして、そのように考えましたのは、その方がむしろいろいろ意味においていいのではないかと、たとえば民間に現実にそうした仕事をなし得る能力がある者がたくさんおられますし、必ずしもそれを公社が全部やらなくてもいい。公社もやり、民間もやるというように、お互いに競争し合つてやる方がいいのではないかと、ことに非常に大がかりな設備の増設、拡充計画をいたしますので、全部公社がいたしますことにいたしました。それだけ公社の人員の増加その他の手配もしなければならなりません。同じことをするのには、民間にすでに人があるのに、公社がそういうことをしてむだをするということも、国全体の立場からいふのはいけません。

それからさらに、そのできたものを、その所有権をどうするかというような問題でも、公社にいたしますといういろいろめんどろが起きますので、そういう意味におきまして加入者に自由にやらせて、所有権の關係などもつきりさせておくというふうな、いろいろ便利もあり、かた／＼この考えの方が多いのじやないか、こういうように考えて出したわけでありまして。

○松前委員 公社に移行するときにすでに、PBXを民間に移す準備があつ

たというお話であります。電通省がサービスが悪かつたから、PBXを民間に移されるのであるか、あるいはその他の政治的な理由によつたのであるか、それを伺いたい。

○塚田国務大臣 これは公社がサービスが悪いとは思ひませんけれども、加入者の立場から、公社もできる、また民間の会社もできるというようにしておく方が、経済的なものの方でいいからというふうな考え方でしたのでありまして、別に政治的な考慮があつていたした、こういうようには考えておりません。

○松前委員 大体昔はPBXは民間においてやつておる部門が多かつたので、それがこのように責任ある会社として統合され、その建設と保守の責任を明らかにいたしました。いわゆる日本全体を一元化した会社としてかつて発足をしたのであります。なぜそういうことを当時の通信省時代にやつたかといへば、このPBXの業者が加入者から不当な利益を得る傾向を生み出し、そのための不平不満が非常に著しくなつて参つた次第でありまして、ちよつとした故障を直しても非常に多額の料金を請求するとか、あるいはまた故障の直し方がぞんざいであつて、通話の支障を来し、せつ／＼当時の通信省の回線が健全であつても、その一部のみまじめな保守のために全体がだめになる、このようなことを見ましたかゆえに、これを責任ある一つの会社として統合し、従来の私設電話の業者を一丸とした責任ある体制に持つて来たのが、かつての姿であつたのであります。これは決して軍国主義でもなければ何でもありません。とにかく責任ある姿に

おいて建設、保守をやらしめる。小さな業者で非常に人格的なりつばな経営をする人は別であります。それらの専門家でない加入者から適当にだまして料金をたくさんとる、こういうような現象を防ぎ、責任ある建設、保守をなさしめんとしたのが、当時の姿であつたのであります。この間参考人の陳述によれば、私の通信院總裁をしておる時分に、何だか無理やりこれを統合したというふうな話があつたようでありまして、これらの目的は、決して非民主的な行き方をしたという意味ではありません。責任ある建設、保守をやる体制を整えることによつて、国民の幸福をはかるうとする目的であつたのであります。これらの目標に對して、今回のPBXの民間に移譲されるこのやり方は、また元に戻元して、再び通信網の建設、保守に對する混乱を招くおそれがあります。この点に對して大臣はどのようにお考えになりますか。

○塚田国務大臣 これは松前委員が統合された時分には、どういうぐあいか、私も詳しく承知いたさないのですが、おそらく松前委員の御指摘になつたように、ほつ／＼おいていけなという考え方で御統合になつたものだと思います。またそれがおそらく加入者の利便に合致し、今日のこの電通電話の発達を来した原因になつて来たかとも思ふのであります。しかしまた現在の状態をいろいろ検討いたしてみますと、必ずしも公社だけがいたさないでも、民間にも相当信用のある業者が多

数にできておりますから、そういうものもできる道を開いて、そうして加入

仮定するならば、公社はそれだけの負担をよけにしなければならぬというようにすることに相なるのであります。これに対してどのような見解をお持ちでありますか。

○庄司政府委員 公社が設備いたします場合には、公社がまず品物を購入するというところを、公社が購入する品物に、公社の製品検査だけで公社が検査しておらぬかと申しますと、やはり品物の検査を公社の手でやつておるわけでござい

ます。PBXを業者がやつた場合には、製品検査をやらなければならぬ、でござつたPBXそのものを検査するという意味で、公社が直営でやる場合でも、あるいは民間でPBXの工事をし

て接続する場合でも、やはり同じ検査が必要なのであります。

○松前委員 私に聞いておるのは、少

し今のお答えとは違ふ。というの、PBXを民間にやらせるために、わざわざ検査員を公社が置いておかないやならない、月給をやつて……。それだけ不経済じゃありませんか。むしろ自分でおやりになつたらどうですか。早い話がそんなんです。そんな二重の手間をして、わざわざ自分でやる仕事を人にやらしておる。しかも回線の責任というものは、ある私設電話の回線は民間が責任を負い、ある私設電話の回線は公社が負う、そうしてそういうところがあつた形において、保守の一元性を期さなければならぬ。世界中どこにもこのようなPBXを民間にやらせるというところはない。そのような逆行を、世界の文明に逆行するような行き方をなさると同時に、もう一つはいろいろな人間をわざと

ざ公社が養つておかなくちやならぬ。いらないというわけじゃないが、とにかくPBXを民間に移したために、必要な検査員を置かなくちやならぬ。このようなことは、まことに不経済きまる行き方であると私も思ふ。これに対して大臣はどういうふうにお考えになるか。

○塚田國務大臣 これは世界に例がないというお話であります。私が聞きましてところでは、ほかにそういう国があるということでありまして、それはむだがあるということであれば、そういう意味においては、なるほど若干むだがあるかもしれませんが、しかし現在民間にたくさんの方がおるのに、公社がやるということ、また公社にその施設の人間を新しく置くということになると、一層私はむだがある、こういうふうには考えますので、まあその辺は経営全体間の状態、公社の状態、そういうものを総合判断をして、やはりこういう形の方がいいのじゃないか、こういうふうには考えておるわけでありまして。

○松前委員 見解はまったく違ふのでありまして、そも／＼保守の一貫性を期さなければならぬ筋合いのものに對して、この分断的な、しかもある部分は公社がやる、ある部分は民間がやる、保守するというような、いわゆる保守の責任の分断をやるようなやり方は、電気通信網を保守するという常識とは、まったくはずれたやり方であると言わなくちやならない。この意味において、こんなやり方をしているところは世界中どこにもありません。またこういうことを絶対やるべきじゃありません。これがいくら将来に災いを残

すかということ、これは公社自体が非常に困られることであらうと思ふ。いずれにいたしましても今の問題は、大臣の御見解はよく承つてはおきますけれども、とにかくそれは電気通信網の本質を理解されない言葉であるといわざるを得ない。こういう意味で、これは見解の相違であり、またいろいろの牽強附会の御説明のように私には聞えるのでこれ以上これをつづきはいたしません。

次にこの試験制度やその他いろいろ、ここに担任者の資格認定というようなデータを頂戴しましたが、これはいつごろから始められるつもりでありますか。

○庄司政府委員 これは公衆電気通信法の中にきめてあることでございまして、公衆電気通信法が通らなければできないわけでございまして、今公衆電気通信法は一応八月一日実施というつもりでございまして。ただそれでは八月一日午前零時に試験するかという問題がございまして、これは多少余裕を置いて考えております。

○松前委員 検査その他に対する機構は、具体的にお考えになつておられると思うのですが、何か資料をいただけませんか。

○庄司政府委員 機構については、あとから公社でおつくりになつていゝものを差上げたいと思ひます。

○成田委員長 本日はこの程度にして、次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会

昭和二十八年七月十六日印刷

昭和二十八年七月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局